

事業主の皆様 お任せ下さい。富山県社会保険労務士会の組織です！



# 富山SR経営労務センター

富山県社会保険労務士会の会員によって運営する労働保険事務組合です

## 労働保険事務組合 とは…

中小企業の事業主を構成員とする団体で、厚生労働大臣の認可を受け、事業主に代わって労働保険（労災保険・雇用保険）の事務処理を行います。  
ご加入後は保険料の申告・納付などの手続きのわずらわしさがなくなります。

### Q どんなメリットがあるの？

1. 従業員が一人でもいれば、事業主・家族従業員も労災保険に特別加入できます。
2. 労働保険料の額に関係なく、年3回に分割納付できます。
3. 建設業の一人親方も労災保険に特別加入できます。

### Q 労災保険の特別加入とはどういう制度ですか？

労災保険は、業務上・通勤途上の負傷、疾病、死亡等に対して保険給付を行うもので、本来事業主には適用されません。

労働保険事務組合にご加入いただくと、事業主・家族従業員・一人親方のみなさんが労働者に準じて保護が必要と認められ「特別加入」することができる制度です。

(業務上・通勤途上のケガや病気は、原則として、健康保険の対象になりません。)

### 費用について



**会費+社労士への委託報酬が必要となります。**

**事業主** 会費は、裏面 別表参照

原則、毎年7月10日までに労働保険料と合わせて納入。

(3回の分納ができます)。

**一人親方** 会費年額 12,000円(月額1,000円)

労働保険料と合わせて一括納入。

### 保険料・給付額

年間収入や業種によって異なります。

●お問い合わせは…!

顧問社労士、お近くの社労士事務所

または、センター事務局（富山県社会保険労務士会内）TEL 076-441-0441 へどうぞ





## 別表

		従業員数 10 人以下	従業員数 11 人以上
①	労働保険番号 末尾 0	月額 1,000 円	月額 2,000 円
②	〃 末尾 2	月額 1,000 円	月額 2,000 円
③	〃 末尾 5	月額 1,000 円	月額 1,000 円
④	〃 末尾 6	月額 1,000 円	月額 2,000 円

注1 上記表中、③と④の両方が成立する場合は、④を半額会費とします。

注2 上記表中、一事業所で三つ以上に加入する場合は、三つ目以降は半額となります。  
ただし、従業員数は各労働保険番号ごとに数えます。

## ホームページ

検索

富山県社会保険労務士会

<http://www.sr-toyama.jp>にリンクして



富山SR経営労務センターをクリックしてください。

## E-mail

[931110@sr-toyama.jp](mailto:931110@sr-toyama.jp)